

聖籠町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例をここに公布する。

平成27年3月13日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町条例第4号

聖籠町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件等)

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年聖籠町条例第1号）の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。